

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年9月定例総会）

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（1人） 3番 小菅 和彦

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第6号 さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について

議案第 7 号	さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 宏委
副主幹兼係長	小倉 真理
主査	高野 洋
主事	大野 まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は 18 名で、3 番小菅和彦委員が欠席ですが、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。忙しい中、ご苦労様です。収穫の秋を迎えまして、皆さん稲刈り等終わっているかと思います。私も 45・6 年になりますが、米を作って販売してきました。今年が一番今までで高く売れました。米が余っているということで、減反で進んできましたが、いきなり米不足ということで、よく分からない事も自分なりにあるのですが、この高価格がしばらく続けば良いと思っています。 それではただ今から、さくら市農業委員会 9 月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、8 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可、申請者 ○○ 2 件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 8 月 28 日付けで許可相当の答申を受けました。 許可書については、8 月 28 日付けで交付しましたので、ご報告いたします。 次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各

		調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
1 番	古澤	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件、議案第5号1件の合計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11 番	小林	本日午前9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第5号1件の合計7件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17 番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6 番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号6件、議案第3号4件の合計10件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 14番の小堀義明委員、15番の小林薫委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)

		なお、非農地証明事務処理要領の２の（３）の「人為的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
９番	手塚	案内図１－１をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 土地の所有者である〇〇さんが、お父さんの時代から宅地として４９年使用していましたが、地目が畑であり、非農地証明願を申し出ることになりました。 ２１日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で書類審査及び現地確認を行った結果、特に問題ないと判断しました。 皆様の審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第１号 番号１番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第１号 番号１番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	（議案第２号番号１番について、朗読して説明する。） この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1 番	古澤	案内図 2－1 をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、親である〇〇さんが所有する畑 3 5 0 m²を娘の△△さんへ所有権移転する案件です。 〇〇さんと△△さんは親子であり、同じ地所に別々に住宅を建てて住んでいますが、近々全ての土地を娘に所有権移転することとなります。 9 月 1 5 日に地元農地利用最適化推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが問題ないと判断しております。 ご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 2 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 2 号 番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第 2 号番号 2 番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1 5 番	小林	案内図 2－2 をご覧ください。(申請の場所を説明する)

		譲渡人〇〇さんは、実家である譲受人の△△さんに贈与ということです。この関係は義理の姉妹です。 24日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で書類審査及び現地確認を行った結果、特に問題ないと判断しました。 皆様の審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号3番から番号6番の4件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、賃借人が同一でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第2号 番号3番から番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号 番号3番、4番、5番、6番について、朗読して説明する。) これらの件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 なお、これらの議案に関連する議案第2号 番号7番、8番、9番、10番、および議案第3号 番号5番、9番、10番、11番の概要を説明させていただきます。 まず、議案第2号をご覧ください。議案第2号 番号7番、8番、9番、10番については、転用事業者の〇〇が行う営農型発電設備設置に伴う区分地上権の設定となります。 続いて議案第3号をご覧ください。議案第3号 番号5番、9番、10番、11番については、転用事業者の〇〇が行う営農型太陽

		光発電設備設置のための一時転用であります。 営農者は、議案第2号 番号3番、4番、5番、6番にありました△△が賃貸借にて営農を行い、主に有機栽培の小麦を予定しております。また、△△は農林水産大臣認定の認定農業者でありますので、営農型太陽光発電設備の一時転用の期間が10年間となりますので、それに合わせて耕作にかかる賃借権の設定の期間も10年間となっております。 また、議案第2号 番号4番について補足です。別冊資料ナンバー1の23ページをご覧ください。こちらは議案第2号 番号4番の許可申請書ですが、申請箇所のうち「□□」については、上空に太陽光パネルは設置せず通常の耕作目的での賃借権設定となります。「●●」と「▲▲」の上空にはパネルを設置します。議案第2号 番号4番における賃借権の設定面積は「□□、●●、▲▲」合計で4,528 m²となります。 説明は以上です。
議長	七久保	まず、議案第2号 番号3番について、担当委員の説明をお願いします。
7番	高木	案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 今回の申請は、■■さんが、当人の経営する◇◇内のグループ会社△△と10年間の賃借権の設定です。資料は19ページで、栽培計画が載っております。1年目は工事期間とし、2年目以降小麦を栽培します。必要に応じて緑肥栽培の予定となっております。 9月19日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で書類審査及び現地確認を行った結果、問題ないと判断しました。 審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第2号 番号4番について、担当委員の説明をお願いします。
10番	神山	案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) 事務局説明のとおり、議案第2号 番号4番と、番号8番と、議案第3号 番号9番は一緒となっております。内容は事務局説明のとおりです。 19日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で

		書類審査及び現地確認を行った結果、何ら問題ないと判断しました。 審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第2号 番号5番・番号6番について、担当委員の説明をお願いします。
13番	軽部	案内図2-5・2-6をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 栽培計画等は、1年目、今年度工事をしまして、2年目以降、小麦、緑肥の栽培となっております。 9月19日に現地調査を行い、本日の調査会で書類審査及び現地確認を行った結果、問題ないと判断しました。 審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号3番から番号6番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号3番から番号6番について、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号7番から番号10番の4件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、権利設定者が同一でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第2号 番号7番から番号10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号 番号7番、8番、9番、10番について、朗読して説明する。) 本件については、先ほどご説明いたしましたとおり、転用事業者の〇〇が行う営農型発電設備設置に伴う区分地上権の設定となります。

		以上です。
議長	七久保	まず、議案第 2 号 番号 7 番について、担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図 2－7 をご覧ください。（申請の場所を説明する） 事務局の説明のとおり、申請地の上部に営農型太陽光発電設備を設置するための区分地上権ということで、〇〇の発電事業部と区分地上権設定するという申請で、説明は先程とほぼ同じです。 審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第 2 号 番号 8 番について、担当委員の説明をお願いします。
10 番	神山	案内図 2－8 をご覧ください。（申請の場所を説明する） 区分地上権の設定です。 よろしくをお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第 2 号 番号 9 番・番号 10 番について、担当委員の説明をお願いします。
13 番	軽部	案内図は先程 2－5・2－6 で案内した場所と、2－9・2－10 は同じ場所なので説明は省略させていただきます。 前の 2 件と同じで、区分地上権の設定です。詳細は、この後の 3－10・3－11 で、また説明させていただきます。 審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
15 番	小林	前回もこの業者から申請が出て許可されていますが、現在の進捗状況を知りたいのですが。
13 番	軽部	◆◆に関しましては、今出ている右上の方の土地が 3 月に案件として出てきまして、3 日程前からこの場所の草刈りが始まりまして、今日現地確認しましたところ、太陽光の柱が建っている状況でございます。
議長	七久保	その他質問・意見等ございますか。

議長	七久保	質問等ないので、採決に入ります。 議案第2号 番号7番から番号10番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号7番から番号10番について、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
6番	片岡	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇さんから使用貸借により譲受人△△さんが一般住宅を建てる案件です。 転用行為の必要性といたしまして、家族4人で△△に住んでいますが、子どもも大きくなり、現在の賃貸住宅では手狭になりつつあるので、親の面倒をみることに、実家敷地の近くの土地であるということで転用したいということです。 土地の選定理由ですが、約330㎡、一般住宅・庭・合併処理浄化槽の面積が確保できる土地であります。 土地利用計画は、木造平屋建、階段、法面、管理スペース、庭園及び子どもの遊具等スペースの合計330㎡が必要ということです。 土地の造成につきましては、砂利を敷いて敷地内自然浸透とします。

		進入路は市道□□号に接続します。 取水は、さくら市公共水道より取水。雨水は敷地内自然浸透とし、排水は合併処理浄化槽で処理し、市道□□号の側溝に放流します。 資金計画といたしまして、支出額1,132万円、収入額・借入金としまして1,137万9,232円ということて、賄えるということです。 周辺農地への被害防除対策としましては、東側・農地、南側は本家の宅地、北側は農地・畑、西側は道路となっていて、特に日照・通風には問題ないということです。 18日に地元農地利用最適化推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと考えております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号 番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、宅地化の状況が住宅、事業用施設又は公共施設もしくは公益的施設が連坦している区域に隣接する農地の広がり10ヘクタール未満の区域ですので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。

1 1 番	小林	案内図 3-2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、父〇〇氏より△△氏が使用貸借により一般住宅として転用する案件です。 転用行為の必要性和土地の選定理由といたしまして、申請者は市内の賃貸住宅に住んでいます。子の成長に伴い現在の住まいが手狭になり自己用住宅が必要となっております。 申請地は中心市街地より約 2.2 km、□□より 1.7 km の場所に位置します。商業施設・公共施設・インフラが整備されており、現在の住まいと小学校の学区が変わらない等、住環境が最も希望に合う土地であったため、この土地を申請しました。 土地利用計画は、木造 2 階建、駐車場は 2 台を確保し、取水は公共上水道、排水は公共下水道へ排水、雨水は宅地内で処理する計画です。 資金計画ですが、造成・建物等建築費・その他、合計 2,900 万円、借入金として 3,000 万円全額融資により賄うとしており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。 周辺農地への影響でございますが、北は道路、東・西・南が畑ですが、周辺農地への影響は軽微だと思います。 昨日、地元農地利用最適化推進委員と現地確認、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地確認を行いました。問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 2 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 2 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 3 番について、事務局の説明を

事務局	高野	求めます。 (議案第 3 号番号 3 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約 5. 2 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、かつ、「住宅で集落に接続して設置されるもの」であるので代替性は問われず、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
9 番	手塚	案内図 3－3 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇、譲受人△△、転用目的は使用貸借による一般住宅の新築です。 転用行為の必要性といたしまして、現在、父親とさくら市□□の土地にある本家住宅に住んでいます。結婚を考えており、父親の生活介助のためにも、実家敷地に隣接する土地であることが必要です。 土地の選定理由としまして、一般住宅、庭、駐車スペースの面積が確保できる土地であり、高齢である父親の生活介助のため、実家敷地に隣接する土地であること。また、農地法等において許可見込みがある土地であるため、申請地が最良であると判断しました。 土地利用計画としまして、木造平屋建、管理スペース、駐車スペースが必要となります。 土地の造成は、申請地の敷地内を、砂利敷を 2 0 cm 程度盛土します。 進入路は東側道路に接続します。取水は、市公共水道より取水。雨水は、敷地内浸透とします。排水は、本家住宅の排水桝に接続し、下水道管へ排水します。 資金計画は、支出の部、土地造成工事費・木造平屋建住宅・その他工事費・諸経費合わせて 2, 1 0 2 万 1 千円です。収入の部、自己資金・借入金合計 2, 1 0 2 万 1, 8 9 2 円です。借入金は金融機関の残高証明があります。 周辺農地への被害防除対策としまして、敷地の東側は道路、南側は農地、北側は宅地、西側は農地となっておりますが、敷地内を砂利敷とするため、敷地内自然浸透とし土砂・雨水等が流出す

		ることの無いようにします。日照・通風に配慮して南側の農地とは8m離し、西側の農地とは2.78m離し建物を建築します。 21日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと判断します。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) この申請は、〇〇が売買により太陽光発電設備として転用する案件です。 申請者は△△に本社を置く、太陽光発電設備を主な事業とする法人です。 転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、申請地は陽当たりが良く、面積・周辺環境等も好条件であり、土地所有者から土地を譲り受けることができたため、今回の申請に至ってお

		ります。 土地利用計画ですが、申請地に太陽光パネルを130枚設置し、最大出力49.5kw確保します。雨水については敷地内自然浸透を図り、その他の排水はございません。 資金計画は、自己資金1,096万3千円、工事費については用地取得費・工事費用等合計で1,096万3千円でございます。 周辺農地への影響でございますが、東側は公衆用道路、西側は農地、北側は宅地、南側は用悪水路ですが、周辺農地への影響はございません。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと判断します。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号5番・番号9番・番号10番・番号11番の4件については、営農型太陽光発電設備設置に伴うものであり、権利設定者が同一の一時転用でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号5番・番号9番・番号10番・番号11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号 番号5番、9番、10番、11番について、朗読して説明する。) なお、いずれも農地区分は農振農用地ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用であり、土地の選定経過書により代替性

		の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 また、営農予定者の△△は農林水産大臣認定の認定農業者でありますので、一時転用の期間は10年間となっています。 以上です。
議長	七久保	まず、議案第3号 番号5番について、担当委員の説明をお願いします。
7 番	高木	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する) 太陽光パネル設置のため必要な部分の申請となります。資料102ページを見てもらうと分かり易いのですが、境界線から6m内側に高さ約4m・間隔5mのスクリー杭が70本打たれ、そこに太陽光パネル186枚が設置される予定です。 資金に関しましては、1,846万3,434円全額自己資金で、土地の賃料として、毎月売電収入から4万円支払うという計画です。 営農の効率性からフェンスは設置しません。雨水は敷地内自然浸透。取水施設は設置しません。汚水・雑排水の発生も無い計画です。周辺農地への影響は無いと思われます。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認済です。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第3号 番号9番について、担当委員の説明をお願いします。
10 番	神山	先程から説明しているとおり、場所は先程と同じ場所です。 農地転用の許可を受けた日から10年間利用する予定です。 大型農業用機械による耕作に影響を及ぼさない架台の設置及び設備下部における農作物の良好な生育が保たれるパネルの設置を考慮し、発電と営農の調和がとれる工作物を設置します。周辺への影響が出ないよう、支柱間隔や高さといったクリアランスを考慮して計画しました。土地改良・土地集積や集約の時には、移設等を含め、協議のうえ協力いたします。 施設概要として、パネル枚数165枚、パネルの最大発電容量94.875kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kw。最低地上高3.1m、最大

		地上高 4.7 m、支柱間隔 5 m。営農型太陽光発電設備であるため、営農の効率性の観点から当該地周囲へのフェンス等の設置はございません。 資金計画は、自己資金を予定しております。 敷地の外周から 6 m 程度内側に支柱を設置することにより、周辺農地への日照及び通風の影響が出ないようにするとともに、当該地における営農時に農業用機械が旋回できるスペースも確保いたしました。 雨水等の排水計画は、敷地内自然浸透。取水施設は設置しません。汚水・雑排水は発生しません。 土砂の流出防止対策として、現状のまま使用します。 造成計画は、現状のまま使用します。 雑草対策として、農作物の生育及び周辺農地へ影響を及ぼさないように管理します。 当該地周辺の状況として、北は田、東は用悪水路・公衆用道路、南は田、西は用悪水路・公衆用道路です。境界線から距離約 6 m、架台の高さ約 4 m、支柱の間隔 5 m であるため、隣接農地での耕作等への影響は生じないと判断いたしました。 19 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認し、問題ないと判断します。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	七久保	続きまして、議案第 3 号 番号 10 番・番号 11 番について、担当委員の説明をお願いします。
13 番	軽部	案内図は 2-5・2-6、2-9・2-10 と同じ場所なので説明は省略させていただきます。 事業計画ですが、前 2 件と内容は全く同じです。数値的な所が違いますので、施設概要と資金計画等を説明させていただきます。 まず 3-10 ですが、パネルの枚数 160 枚、パワーコンディショナー 10 台、資金計画は、1,718 万 7,792 円全て自己資金ということでございます。 続きまして 3-11 ですが、パネルの枚数 132 枚、パワーコンディショナー 10 台、資金計画は、1,581 万 4,023 円全て自己資金ということでございます。 19 日に現地調査を行い、本日の調査会で書類審査及び現地確認を行いました。

		審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 5 番・番号 9 番・番号 1 0 番・番号 1 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 5 番・番号 9 番・番号 1 0 番・番号 1 1 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 6 番から番号 8 番の 3 件については、譲受人及び転用目的が同一でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第 3 号 番号 6 番から番号 8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号 番号 6 番、7 番、8 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、番号 6 番は、農地の集团的広がり約 0.2 h a、番号 8 番は農地の集团的広がり約 0.1 h a で、何れも農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 また、番号 7 番は、都市計画法の用途地域でありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	まず、議案第 3 号 番号 6 番について、担当委員の説明をお願いします。
1 9 番	軽部	案内図 3－6 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇さん、譲受人△△、売買により太陽光発電設備として転用する案件です。

		事業計画としては、太陽光発電設備を設置し、太陽光パネル156枚、パワーコンディショナー9台、太陽光発電設備の周りには、高さ1.3mのフェンスを外周に沿って124m設置し防犯に努めます。 資金計画につきましては、用地取得費、設備費用等合計1,286万1,407円自己資金で、残高証明書が付いておりますので何ら問題はないと思われます。 周辺農地への対策としましては、申請地の周りには太陽光発電設備設置が設置されておりますので、何ら問題はないと思われます。 22日に地元の推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行った結果、何ら問題はないということでございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	続きまして、議案第3号 番号7番・番号8番について、担当委員の説明をお願いします。
5 番	田崎	案内図3-7と3-8をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 本申請は、〇〇が売買により太陽光発電設備として転用する案件です。 申請者は△△に本社を置く□□の子会社で、●●年に設立された法人であります。 転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、申請地は陽当たりが良く、面積・周辺環境等において好条件であり、土地所有者から土地を譲り受けることができたため、今回の申請に至っております。 土地利用計画ですが、案内図3-7については太陽光パネルを168枚設置し、49.5kwです。案内図3-8についても168枚設置し、49.5kwです。 雨水については敷地内自然浸透を図り、その他の排水はございません。 資金計画は、案内図3-7については工事費用等1,251万4,481千円、案内図3-8についても工事費用等1,258万2,362千円でございます。全額自己資金で、残高証明書も付いております。 周辺農地への影響でございますが、東西南北農地や宅地でござ

		いますが、周辺農地への影響はございません。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと判断します。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
14番	小堀	前回の▲▲の案件の太陽光パネル設置の場合に、区分地上権の設定なので事業計画の所に撤去費用の項目がありますが、全面積を所有権移転する場合、撤去費用には触れなくても事業計画が出来るのでしょうか。
事務局	高野	撤去費用については、営農型太陽光発電設備の場合はあくまでも一時転用なので、10年間もしくはその後の更新もございますが、最終的には撤去することが前提の許可でありますので、撤去費用について確保されているかが審査の一つのポイントになります。一方、永久転用の場合は、特に撤去を見込んでおらず完全に転用してしまって、その後もずっと使い続けるというのが前提の許可申請になりますので、撤去費用については資料提出をしていただくことはないということです。
14番	小堀	分かりました。
議長	七久保	その他、質問意見等ございますか。
議長	七久保	ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号6番から番号8番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号6番から番号8番についてについては、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和 6 年度 第 6 号 公告予定年月日は令和 6 年 9 月 30 日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が 3 件、再設定 7 件、所有権移転が 1 件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 4 号については、原案どおり承認されました。 ここで暫時休憩とします。 (午後 2 時 4 4 分から午後 2 時 5 0 分の間、暫時休憩)
議長	七久保	それでは会議を再開します。 次に、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	それでは、番号 1 番についてご説明いたします。 (議案第 5 号 番号 1 番について朗読して説明する。) 資料の 5 ページ「案内図」をご覧ください。 (申請の場所を説明する。) 申出地は、周囲を、東が農地、西が道路、南が宅地、北が水路の土地であります。

議長

七久保

担当委員の意見を求めます。

9 番

手塚

ただ今の事務局の説明のとおりです。

21日に推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はない判断しました。

次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります。6ページをご覧ください。事業計画書の1の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は、不動産業を営む会社です。申出地はさくら市道に接しており、上下水道のインフラ整備も整っていることから、建売住宅開発地に最適であります。年10区画程度の物件の販売を目指しており、会社を健全に運営するために当該事業を行う必要があるという理由から今回の申し出に至っております。

次に、「当該土地を選定した経過・理由」であります。同じく事業計画書の2の「土地の選定理由」にありますとおり、申出地は付近に〇〇があり環境も良く、市道は上下水道が整備されているため、住宅地として開発するには好条件の地区です。また、不動産業としての会社経営の面や顧客の購入しやすい価格設定・敷地面積の面からも建売住宅として最適であるとの理由から選定されております。

次に、「農用地区域への影響」についてであります。同じく事業計画書の3の「土地利用計画」にありますとおり、取水排水は西側市道さくら市上下水道に接続、雨水は、各区画敷地内浸透、進入路は管渠側溝を設置し浸透池へ流す計画です。

次に、12ページの「土地利用計画図」をご覧ください。

土地利用計画については、2階建住宅8棟を建築する計画です。

資金計画については、総事業費6,000万円であり、すべて金融機関からの融資で賄う計画となっております。

最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地であるため第3種農地と判断する農地と、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断する農地が混在しておりますが、第1種農地が全体の3分の1以内のため、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

		た。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号 番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	番号 2 番についてご説明いたします。 (議案 5 号 番号 2 番について朗読して説明する。) 資料の 5 ページ「案内図」をご覧ください。 (申請の場所を説明する。) 申出地は、周囲を、東が道路、西が道路、南が道路、北が道路の土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります。6 ページをご覧ください。事業計画書の 1 の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は、〇〇を中心に建売分譲を主力に事業を展開している開発業者です。さくら市は人口増加傾向にあり、住宅需要が見込まれます。申出者の令和 7 年度の在庫の見通しが立っておらず、在庫を確保する必要があるとの理由から今回の申出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」であります。同じく事業計画書の 2 の「土地の選定理由」にありますとおり、必要面積が確保でき、整形な土地、接する道路の状況、上水道の整備等の理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてであります。同じく事業計画書の 3 の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、生活排水はさくら市下水道へ排水します。雨水排水

		は開発道路に設置した側溝に集水し、新設浸透池へ放流、一部は、新設宅地内浸透槽で処理します。日照・通風への影響ですが、建物の高さは2階建て8mであり、日照、通風への影響は軽微であります。 次に、35ページの「土地利用計画図」をご覧ください。 土地利用計画については、建売住宅17棟を建築する計画です。 資金計画については、総事業費3億6,887万1千円であり、自己資金287万1千円、金融機関からの融資3億6,600万円にて賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の意見を求めます。
8 番	関	ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。 9月22日に推進委員と現地を確認し、本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第6号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選

		考委員会委員の推薦について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	さくら市農地利用最適化推進委員につきましては、〇〇を担当する△△委員が辞任したことにより、今後、前述の地区の推進委員を選考することになりますので、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して、候補者を選考していただくことになります。 選考委員会は、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する」となっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますよう、お諮りいたします。 以上です。
議長	七久保	それでは、どのような形で選考委員を選考したらよろしいかお諮りいたします。
5 番	田崎	会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6人でよろしいかと思います。
議長	七久保	ただいま、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6人という意見が出されましたがいかがでしょうか。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第6号については、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6名ということで選考委員を決定してよろしいか、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号につきましては、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6名ということで決定いたします。 次に、議案第7号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。

事務局

大竹

事務局の説明を求めます。

さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため、市長に対し農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出するものでございます。

委員の皆様及び農地利用最適化推進委員の皆様に、意見書（案）をお示しし、意見を頂戴した結果に基づき、皆様からの意見を踏まえ、運営委員会において内容を検討し、今回議案として提出させていただきました。

それでは要望の概要を一通りご説明いたします。

1番の「原油価格上昇等に対する農業支援について」につきましては、原油価格上昇等に伴い農業資材、燃料等の価格が高騰し、農業分野においても様々な影響が生じていることから農業者に対して支援対策を引き続きお願いするものであります。

今年度県へ要望しているものと同じ内容となっております。

2番の「農業生産基盤の整備と利活用について」につきましては、市内の中山間地域など圃場整備等の基盤整備が行われていない地域に関しては、小区画の農地が多く、農道も狭いため大型機械が入らず、借り受け希望者がいない状況であることから、このような地域について、当委員会と連携して地域の意向を把握し、農業基盤の整備が必要な地域においては市の主導のもとで基盤整備事業の実施に向け積極的に取り組んでいただくよう要望するというものであります。

3番の「担い手の農地利用の集積・集約化について」につきましては、①の「担い手の確保・育成支援」としまして、担い手の育成のため、若者等に魅力ある施策を展開し、より一層の支援対策を要望するものであります。

また、農家の後継者育成に対する支援策を講じられるよう要望したいと考えております。

②の「農地集積・集約化の推進」としまして、今後、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化等に向けた取り組みが喫緊の課題です。

そこで、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図）」を定め、実現すべく、農

地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めるため、令和5年4月に改正農業基盤整備促進法が施行されました。

そこで、農地中間管理機構の利用に関して、貸し借りに関する要件を緩和し、簡易な事務手続きで貸し借りができるように、農地中間管理機構に働きかけていただきたいというものであります。

③の「多面的機能支払交付金事業の推進」としまして、農家の高齢化や減少が進み、離農する農家が増加している状況により、農道、農業用水路等の維持管理等が行われない場所が見受けられることから、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向け、地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりの積極的な推進を要望するものであります。

④の「女性農業者の育成支援」としまして、農業分野における男女共同参画の推進や女性の能力を活用した新たな取り組みを促進するためにも、指導的立場の女性農業者の確保及び、担い手となる女性農業者の育成と支援を要望するものであります。

こちらは、今年度県へ要望しております。

4番の「農業災害に対する支援について」、先ほど1番で要望した、農業資材等の価格上昇等に加え、異常気象等による農業への被害が増加しており、農家の負担が増えてきている状況であることから、自然災害を未然に防ぐ取り組みや、被災した場合の早期復旧に向けた支援及び、農業収入保険の保険料補助を要望するものであります。

5番の「遊休農地発生防止・解消対策について」、①の「補助事業の拡充」としまして、市長は、市内の遊休農地の有効利用を図るため、自らが所有していない遊休農地の障害物の除去、抜根整地、土壌改良等を行った者に対し、補助金を交付しています。

更に、遊休農地の発生防止・解消に結びつく施策として、遊休農地の農作物栽培に対する補助金の交付を要望するものです。

②の「農地法第42条に基づく措置」としまして、市長は、遊休農地における病虫害の発生等、周辺農地に著しい支障が生じると認められる場合は、当該農地の所有者等に対し、その支障の除去等必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

また、当該農地の所有者等が、当該命令の期限までに必要な措置を講じないときは、市長自らその必要な措置を講じ、その費用を当該農地の所有者等に負担させることができます。

こうした遊休農地に関する措置を講ずる体制づくりを要望するものです。

6番の「優良農地の確保について」、今後とも優良農地の確保・

		保全を念頭に、市の土地利用に関連する各種計画について、各種法令との調整のもと、「市の現状」、「市の今後の方向性」、「混住化の解消」を考慮し、計画的に土地利用を図っていただくようお願いするものであります。 特に、市が進める大規模開発に関しては、周辺農地への影響を十分に考慮し、農地の利用環境が悪化しないよう注意していただきたい。 7番の「農業者の財政負担軽減について」、市内にある使用可能な農機具等で、譲渡又は貸付けが可能なものを、その所有者からの申請に基づき登録し、当該登録した情報を農機具等の譲受又は借り入れを希望する農業者に提供することにより、新規就農者及び小規模農家等の財政負担の軽減を図り、もって農業の振興を図ることを目的とする「さくら市農業用機械施設バンク事業」が令和5年4月1日に施行となりましたので、この事業を市民に広く周知し、利用促進を図っていただきたいという要望です。 8.「水田活用の直接支払交付金の見直しについて」、水田機能を有する農地における、主食用米から麦・大豆・飼料作物等の他作物への作付転換を支援する「水田活用の直接支払交付金」の見直しが行われ、令和4年度から5年間一度も水張りを行わない農地は、交付対象水田としないこととなりました。 この見直しに伴い、経営困難に陥る農家や離農による耕作放棄地の増加が懸念されますので、制度の見直しや新たな支援措置を講じるよう国・県へ働きかけていただきたい。 以上の内容で皆様にお配りしました意見書を作成しましたので、内容についてご審議願います。 なお、この定例総会で承認された後、10月8日に会長が市長へ意見書を提出する予定です。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 7 号については、原案どおり承認されました。 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から番号 5 番、 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 4 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 9 月定例総会を閉会いたします。 (午後 3 時 15 分)
----	-----	---